

# 養豚等施設防疫強化事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 養豚等施設防疫強化事業費補助金（以下「補助金」という。）については、養豚等施設防疫強化事業実施要領（令和2年10月13日畜第1750号。以下「実施要領」という。）に基づく事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助対象事業)

第2条 この補助金は、実施要領第5条による計画承認を受けた市町村長に補助するものとし、交付対象とする事業は、実施要領第4条に定める事業とする。

## (補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

## (補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たり、市町村長から補助金の交付を受ける豚等を飼養する個人又は法人（公的機関を除く。以下「取組主体」という。）の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

## (補助金の交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を市町村長に通知するものとする。

2 実施要領第7条第1項に定める事前着手届を提出した場合においても、前項の規定に準じ、補助金の交付を認めるものとする。

## (補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に係る内容の変更（実施要領第5条第2項に定める軽微な変更のうち補助金の額の増額を伴わない場合は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出

し、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

2 知事は、取組主体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

(1) 補助事業に関し法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

(2) 取組主体が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

イ 暴力団員（同法2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（状況報告）

第7条 市町村長は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、補助金事業遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、翌月の20日までに知事に提出し、事業の遂行状況を報告するものとする。

2 知事は、前項に定めるもののほか、事業の適正かつ円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長に対して当該事業の遂行状況報告を求めることができる。

（補助金の交付）

第8条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 市町村長は、補助事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第7号）により、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、取組主体の消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、取組主体が行う消費税及び地方消費税の申告により、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

第10条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

#### （財産の処分の制限）

- 第11条 取組主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）第13条第4号の規定により農林水産大臣が定めた財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
  - 3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関連補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
  - 4 市町村長は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

#### （書類の保管）

- 第12条 補助金の交付を受けた市町村長及び取組主体は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。
- 2 取得財産等のうち、規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、本事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、取得財産等で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第9号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出)

第13条 この要綱により提出する書類は、正副2部を所管する農務事務所に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

別 表 (第 3 条関係)

事業の種類	補助対象経費	補助率
養豚等施設防疫強化事業	(1) 防鳥ネット及びその設置に要する経費  (2) 簡易避難設備用資材及びその設置に要する経費	3 / 4 以内 上限単価 2, 1 0 0 円 / m <sup>2</sup>  3 / 4 以内